

岩手県告示第 153 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
流通商事株式会社	紫波郡矢巾町流通センター 南三丁目 1 番地 7 号	流通商事株式会社グループ ホームゆうゆう黒川	盛岡市黒川 7 地割 37 番地 8	平成 19 年 1 月 20 日

2 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
南部屋産業株式会社NB S福祉サービス普及会	上閉伊郡大槌町小鍬 22 地 割 31 番地 1 号	南部屋産業株式会社NB S福祉サービス普及会	上閉伊郡大槌町小鍬 22 地 割 31 番地 1 号	平成 18 年 8 月 1 日

3 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
流通商事株式会社	紫波郡矢巾町流通センター 南三丁目 1 番地 7 号	流通商事株式会社グループ ホームゆうゆう黒川	盛岡市黒川 7 地割 37 番地 8	平成 19 年 1 月 20 日

4 福祉用具販売

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
南部屋産業株式会社NB S福祉サービス普及会	上閉伊郡大槌町小鍬 22 地 割 31 番地 1 号	南部屋産業株式会社NB S福祉サービス普及会	上閉伊郡大槌町小鍬 22 地 割 31 番地 1 号	平成 18 年 8 月 1 日

5 介護予防福祉用具販売

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
南部屋産業株式会社NB S福祉サービス普及会	上閉伊郡大槌町小鍬 22 地 割 31 番地 1 号	南部屋産業株式会社NB S福祉サービス普及会	上閉伊郡大槌町小鍬 22 地 割 31 番地 1 号	平成 18 年 8 月 1 日